

*体制加算一覧表（令和6年4月及び6月改正分）

加算名		1日あたりの 自己負担額	備考
1	精神科加算	6円	基本サービス料金に含まれています。
2	個別機能訓練加算（Ⅰ）	13円	個別機能訓練計画を策定し計画的に機能訓練を行っている場合、基本サービス料金に加算されます。
3	個別機能訓練加算（Ⅱ）	21円 (月額)	上記、個別機能訓練計画の内容等についてLIFEを通じて提出し、その情報を適切かつ有効な機能訓練実施のために活用した場合、1月に所定単位数を加算する。
4	療養食加算	19円	医師の発行する食事箋に基づき、糖尿病食、肝臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食、及び特別な場合の検査食を1日に付き3回を限度として提供した場合、基本サービス料金に加算されます。
5	外泊時費用	260円	入所期間中に入院または外泊された場合、12日以内の期間、基本サービス料金に加算されます。
6	初期加算	32円	入所後30日間、基本サービス料金に加算されます。30日以上入院後も同様となります。
7	看護体制加算（Ⅰ）2	5円	常勤の看護師を1名以上配置している場合、基本サービス料金に加算されます。
8	看護体制加算（Ⅱ）2	9円	常勤換算で看護職員を4以上配置しており、看護職員により24時間連絡出来る体制を確保している場合、基本サービス料金に加算されます。
9	夜勤職員配置加算	17円	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を常勤換算で1人以上上回っている場合、基本サービス料金に加算されます。
10	ADL維持等加算	64円 (月額)	評価対象者のADL利得の平均値が2以上であり、その数値についてLIFEを通じて提出した場合、1月に所定単位数を加算する。
11	サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）2	19円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合、基本サービス料金に加算されます。
12	サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）3	7円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、基本サービス料金に加算されます。
13	日常生活継続支援加算（Ⅰ）	38円	・入所者のうち、要介護度4若しくは5の者が占める割合が70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の割合が15%以上のいずれかの要件を満たす場合。 ・介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること 以上に該当する場合、基本サービス料金に加算されます。（サービス提供強化加算を算定している場合は、算定不可）

加算名		1日あたりの 自己負担額	備考	
14	栄養マネジメント強化加算	1 2 円	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、1日につき所定単位を加算されます。	
15	褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	4 円・1 4 円 (月額)	継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合に1月に1回を限度に所定単位数を加算されます。	
16	排泄支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・ (Ⅲ)	1 1 円・1 6 円・2 1 円 (月額)	継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。	
17	自立支援促進加算	2 9 5 円 (月額)	継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する	
18	科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	4 3 円・5 3 円 (月 額)	入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位を加算する。	
19	安全対策体制加算	2 1 円 入所初日のみ	入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位を加算する。	
20	口腔衛生管理加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	9 6 円・1 1 6 円 (月額)	入所者に対して、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位を加算する。	
21	看取り加算	7 6 円	死亡日以前3 1 日以上4 5 日以下	入所者に看取り介護を行った場合
		1 5 2 円	死亡日以前4 日以上3 0 日以下	
		7 1 7 円	死亡日の前日及び前々日	
		1, 3 5 0 円	死亡日	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 令和6年5月31日まで		施設の体制により算定した単位数の1 0 0 0 分の8 3に相当する単位数		介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届出をした指定介護老人福祉施設が、入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを行なった場合には、令和6年5月31日までの間、加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 令和6年5月31日まで		施設の体制により算定した単位数の1 0 0 0 分の2 7に相当する単位数		介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届出をした指定介護老人福祉施設が、入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを行なった場合に加算されます。
介護職員等ベースアップ等加算 令和6年5月31日まで		施設の体制により算定した単位数の1 0 0 0 分の1 6に相当する単位数		介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届出をした指定介護老人福祉施設が、入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを行なった場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算 令和6年6月1日より		施設の体制により算定した単位数の1 0 0 0 分の1 4 0に相当する単位数		介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届出をした指定介護老人福祉施設が、入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを行なった場合に加算されます。

上記の他、施設の体制により加算の加減があります。